

# 法教育推進協議会 第20回会議 議事録

日 時 平成21年6月8日（月）  
午後3時00分～午後5時04分

場 所 法曹会館 寿の間

大村座長 まだお見えになっていない委員もおられるようですが、定刻になりましたので、第20回法教育推進協議会を開催させていただきます。

3月に第19回の会議が開催されまして、その後、5月にいったん、私も含めまして委員の皆さんの任期が満了になりました。再任された方、新しく委員になっていただいた方がおられますが、新しいメンバーの方々での初めての会議ということになります。これまでに引き続きまして、私、大村の方で司会をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、新しい委員を御紹介させていただきたいと存じます。

ジャパンタイムズ編集局報道部記者の神谷説子さん。

神谷委員 よろしく申し上げます。

大村座長 最高裁から事務総局総務局の本田能久参事官。

本田委員 よろしくお願いたします。

大村座長 お二人に新たに委員に加わっていただきました。今、よろしくお願い申し上げますとおっしゃられたのですが、一言ずつ自己紹介をいただければと思います。重ねてということになりますが、何かございましたら、どうぞ。

神谷委員 神谷と申します。よろしくお願い申し上げます。

私の司法とのかかわりというのは、司法改革審議会が始まりましたときに司法担当をしておりまして、そのときにいろいろ取材を始めたのがきっかけなのですが、ジャパンタイムズというのは英字新聞ですので、読者の半分が常に外国人という前提で書いているのです。特に司法のネタを書くときに、市民参加に関しては、よく考えたら、例えば英語圏の人だけをとっても、既にみんな参加が当たり前になっているという人たちなので、一体そういう人たちが日常生活でどういう教育を受けているのだろうかということに随分興味を持っていました。休職して1年間アメリカで裁判を見たり学校に伺ったりしていろいろ取材をしてきたことがございます。

それで、日弁連でなさっている模擬裁判選手権のファンでして、だんだん輪が広がっていくことをとても興味深く、楽しく参加させていただいています。

こういう場を記録といいますか、参加させていただくことも初めてですので、いろいろ勉強させていただきながら、この先がどうなっていくのかという、日本にとってとても大事な議論に参加することを光栄に思っております。よろしくお願い申し上げます。

大村座長 どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本田委員。

本田委員 先ほど御紹介いただきました本田でございます。本年の4月1日に東京地裁に参りました。よろしくお願い申し上げます。

実は、私は、東京地裁におります前に、この法教育に関連するところではございますが、司法制度改革推進本部という部局で司法制度の改革に関する仕事に長らく携わらせていただきました。そのときはお隣の坂田委員もいらっしゃったわけですが、そういったことで、法教育を含めたこれからの司法あるいは法の在り方というものについて、個人的にも、また仕

事的にもいろいろな経験あるいは関心を持って取り組んでまいりましたが、今回改めて法教育の場に委員として参加させていただく機会を得ましたので、大いに関心を持ちつつ議論に参加させていただければと思います。よろしく願いいたします。

大村座長 どうぞよろしく願いいたします。

それと、本日は、委員の方々のほかに、小学校教材作成部会の部会員の先生方にもお越しいただいております。部会員の先生方もそちらの列に並んでお座りいただいております。よろしく願いいたします。

あわせて、事務局もメンバーに変更がありました。

法務省の司法法制部の布施京子部付に一言ごあいさつをお願いいたします。

布施部付 法務省司法法制部の布施でございます。この4月に法務省の方に参りました。検事出身になります。どうぞこれからよろしく願いいたします。

大村座長 それでは、本日の議事に入らせていただきたいと存じます。

まず最初に事務局から配布資料の確認等をお願いしたいと思います。

中川参事官 参事官の中川です。

それでは、お手元にごございます配布資料の確認をさせていただきたいと思います。

まず最初の資料目録の資料1でございますが、法教育推進協議会開催要領と新しい委員の名簿でございます。

続きまして、資料2は、総合法律支援に関する世論調査の報告書の抜粋でございます。法教育に関する世論調査が行われまして、その記載された部分を配布させていただいております。お手元の資料の37ページを御覧いただけますでしょうか。法教育の必要性についてのアンケートがなされておまして、必要性につきましては、法教育を進めるべきであるという意見が86.6%ということで、非常に高い率になっております。続いて、2枚めくった39ページに、法教育を実施する発達段階ということで、小学校の就学前と答えた者の割合は4.2%、小学校と答えた者の割合が30.7%と、いずれも低学年といえますか幼児の段階から法教育が必要であるというお考えの方が多ということで、法教育についての関心の高さが伺えると思われま。

続きまして資料3でございます。資料3は黄色いカラーがついているものですが、法務省に設置されました法教育プロジェクトチームに関する資料でございます。この中身につきましては、後で事務局から説明させていただきます。

それから、資料4としまして、これは岐阜法教育研究会に関する新聞記事です。この内容につきましては後で大杉委員から御紹介をいただければと思います。

続きまして資料5でございますが、高校生模擬裁判選手権開催の案内でございます。これにつきましても後で村松委員から御紹介いただければと思います。

更に、資料6としまして、パンフレットでございます。これにつきましても後で東京都からの御説明をいただければと思います。

続きまして、資料7が、本日御議論いただきます「小学校を対象とした法教育教材例の作成について(案)」と題する書面でございます。資料7-1が本文でございます。その後、資料7-2から7-4が資料7-1の添付資料という位置付けのものでございます。資料7-2が「もめごとの解決と国民の司法参加・ルールづくり」に関する教材でございます。資料7-3が「情報化社会を生きる～情報の受け手・送り手として～」に関する教材ござい

ます。資料7-4が「友達同士のけんかとその解決」に関する教材でございます。

そして、最後に1枚ついておりますのが資料8でございます。本日御議論いただきたいと思っております「法教育推進協議会の当面の活動について（案）」という書面でございます。これにつきましても後で事務局から御説明させていただきたいと思っております。

資料の御説明は以上でございます。

大村座長 ありがとうございます。

今、資料の説明の中で言及がございましたが、幾つか御報告をいただけるということでございますので、順次お願いしたいと思っております。

最初に、法務省の法教育プロジェクトチームと、私法分野の取りまとめについて、事務局からの御報告をお願いいたします。

中川参事官 それでは、先ほどの資料3でございます。この「法教育の全省的推進」と掲げたものですが、法務省におきまして、民刑事の基本法制、司法制度、矯正、更生保護、人権擁護など、国民の理解を促進するために法務省関係機関の職員が法教育を主体的に担うということで、国民に対して多大な貢献をすべきであろうということで、今般、法教育を重要施策と位置付けました。

そこで、この度、総合政策推進会議のもとに、資料3-2に実施体制イメージというのがございますが、法教育プロジェクトチームというものを立ち上げまして、全省的に法教育を推進していくことになりました。このプロジェクトチームは、事務次官を顧問といたしまして、官房審議官を座長とし、省内の各部局で構成されております。先般4月17日に第1回の会合を開いたところでございます。今後は、学校や地方自治体等の求めに応じて、関係機関の職員を派遣するなどしまして法教育を推進していく予定でございます。そして、現在、職員を派遣する際に使用するため、公法分野、民事分野、刑事分野に関するパンフレット形式の簡単な説明資料を作成する作業を進めているところでございます。このプロジェクトチームはまだ立ち上がったばかりでございますので、このパンフレット等の作成に向けて現在取組を行っているところでございます。その作成状況、活動状況につきましては、この協議会でもまた紹介させていただければと思います。

続きまして、協議会で先般御議論いただきました私法分野の教材に関してでございます。既に委員の皆様には文書にてお届けさせていただいておりますが、平成21年5月15日付けで取りまとめ文書が作成されております。この文書につきましては法務省のホームページにも掲載しておりますので、この場で御報告させていただきます。

以上でございます。

大村座長 どうもありがとうございます。

続きまして、岐阜法教育研究会の活動につきまして、大杉委員から御報告をお願いいたします。

大杉委員 大杉でございます。

5月19日にやっと岐阜に法教育研究会というものが産声を上げまして、昨年度からやろうという機運は高まっていたのですが、やっとできました。組織は、小中高等学校の先生、弁護士会の有志の先生方、それと朝日大学、岐阜大学の法や社会科教育を中心とした教員が集まって、何とか岐阜で法教育の普及をやっていこうということで、7月12日に法教育シンポジウムをやろうと頑張っておりまして、その後、企画で参加ということで、ジュニアロ

一スクールも何とかやろうということをおもひを弁護士会の方もされていらっしゃると思いますので、参加したいと。あと、独自にやりたい、何かやろうということ、法教育の教材コンテストのようなものを開いてやっていく方が身近でいいものができるのではないかとということによってやっております。委員の方や法務省のプロジェクトに非常に期待しておりますので、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

簡単ですが、以上でございます。

大村座長 どうもありがとうございます。

また具体的な活動の成果などについては随時御報告いただくことにさせていただきますと思ひます。

次は高校生の模擬裁判選手権について、村松委員からお願ひいたします。

村松委員 資料5を御覧ください。今年で3回目になりますが、日弁連では高校生を対象とした模擬裁判の選手権を開催いたします。この選手権につきましては、昨年、一昨年、この協議会でも御報告しているものでありますが、一般に行われています模擬裁判というのはシナリオがありまして、それを読む形で進めるものですが、この模擬裁判はそういうものではありません。実際の生の事件記録に近いもの、それを加工した教材を高校生に渡しまして、高校生が、検察官の立場からすると何が言えるのだろうか、弁護人の立場からすれば何が言えるのだろうか、そういったことを考えながら自分たちで主張を組み立てて、その主張に基づいて立証活動を行っていく、そういった内容の模擬裁判であります。一つの事実でも見方が変わると大分評価も変わってまいりまして、こういった活動を通じて、物事の多面的な見方であるとか、あるいは自分たちの考えていることをどう相手に伝えていくのか、どう審査員を説得していくのかといった表現力、そういったものも学んでもらおうというのがこの企画の趣旨であります。

本年度は、8月8日、土曜日に開催いたします。従前は関東大会、関西大会の2会場だったのですが、今年からは九州大会も開催いたします。また、昨年は関東大会は6校でしたが、今年8校ということで、少しずつ規模を大きくしているところであります。

本年度の特筆すべき点は、これまでこの企画は日弁連で行っていたところですが、本年度から最高裁判所と法務省にも御共催いただきまして、法曹三者で取り組んでいこうといったところでもあります。やはり日弁連としても、法教育は法曹三者で取り組むべき問題と考えておりますし、とりわけ模擬裁判ですので、是非とも最高裁と法務省の方々の御協力を得ながらこの企画を大きく育てていければなと思っております。御共催いただいた関係で、今までは弁護士会で法廷をつくっていたのですが、今年からは実際の裁判所を使わせていただけることになりました。それから、検事の方々に実際に学校に行ってください、弁護士だけではなく、検察官の視点からもいろいろ高校生に接していただける、そういった企画になっております。手前みそですが結構いい企画だと思っております、なかなか高い評価もいただいております。お時間のある方は是非とも御観戦いただければと思ひます。ありがとうございます。

大村座長 どうもありがとうございました。

一昨年、昨年に続いて3回目ということで、またパワーアップしているということですので、御成果が上がることを期待しております。

引き続きまして、東京都からの御報告をお願ひしたいと思ひます。

本日、東京都の建部委員は御欠席ということなのですが、かわりに代理の方から御報告をいただけるということで、相原さんですか、よろしく願いいたします。

相原氏（建部委員代理） 失礼します。教育庁指導部主任指導主事の相原です。本来なら建部から御報告というところですが、今日は所用がございましてこちらへ参れませんので、かわりまして、東京都の取組ということで、少しのお時間をちょうだいして御報告させていただきます。

お手元に「学校教育における「法に関する教育の推進に向けて」」というリーフレットがあるかと思います。東京都では平成20年度から東京都教育ビジョン第2次という施策を進めておりまして、その中で、公共の場で基本的なマナーが守れないですとか、耐性を欠いて自己をコントロールできない、そのような子供たちの現状から、やはり社会の責任ある一員として、社会の形成者として、規範意識や公共心を育てていかなければいけない、そのようなところで、平成20年度から、法に関する教育の推進ということで施策を展開しているところがございます。平成20年7月に学校関係者、法曹関係者の方にお集まりいただきまして、法教育研究推進協議会というものを設置し、去年度1年目を終えたところがございます。

この協議会では、今年度、なぜ法があり、守らなければいけないのかということを系統的に子供たちが学んでいくようなカリキュラムを開発していくとともに、指導の資料を作成して学校の方へ普及啓発を図っていきたくと考えているところがございます。

昨年度は1年目ということで、まず戸口ということでこのようなリーフレットを作成しまして、全小中学校に配布して啓発を図ったところでした。今年は秋口に、法に関する教育ということで、学習指導要領等にも基づきまして、公開授業をし、その後、法教育の推進協議会の委員の先生たちもシンポジストなどに入れてシンポジウムを開催して、普及啓発を図っていきたくと考えているところでした。

以上です。

大村座長 どうもありがとうございました。

このリーフレットをおつくりいただきまして、またいろいろな企画もあるということですので、またその様子も御報告いただければと思います。

以上、御報告していただきましたが、これに引き続きまして、本日の本来の議論に入りたいと思います。

法教育推進協議会におきましては、小学校における法教育の在り方を検討することを一つの主眼として、小学校教材作成部会を設けるなどして小学校教材の作成に取り組んできたところがございます。この度、小学校教材作成部会の方で検討結果が取りまとめられましたので、本日は、これを受けまして、法教育推進協議会としての取りまとめを行うべく御検討をいただければと存じます。

それでは、まず事務局からこの取りまとめについて御説明をお願いいたします。

大谷部付 司法法制部の大谷でございます。

本日は、小学校教材作成部会の構成員の方々に来ていただいておりますが、私も構成員の一員でございましたので、その立場から代表してお話しさせていただければと思います。

資料7-1を御覧ください。小学校教材作成部会は、平成19年5月から平成21年5月、今年の5月16日が最後でしたが、18回の部会を開催するなどして検討を行ってまいりました。ここに2年間にわたる検討の成果を取りまとめ案としてお諮りする次第でございます。

この全体の作成の方針ですが、この法教育推進協議会に先立つ法教育研究会の報告書には、次のとおりでございます。「小学校における法教育は、小学生の発達段階から考えれば『約束やきまりを守ろう』といった視点がやや強く打ち出されることになると考えられるが、単に、法や決まりを守ることだけを強調するのではなく、法やルール必要性やありようを理解させることも重要である。また、作業的・体験的な活動を通じて公民的資質や能力の基礎を身に付けていくことが求められ、社会科で法を学ぶという形よりも、日常生活や遊びの中からルールづくりをしていくという実践が重要になる。さらに、相手の立場に立って考え、行動するといったことや、公德心など道徳性の育成も小学校の場合には法教育の基礎として重要になる」などといった記載がございます。

そこで、この小学校教材作成部会の教材作成の方針といたしましては、この報告書の内容を基礎としまして、また、この「はじめての法教育」に載っております四つの教材例、中学校3年生の教材例につながるものとして小学校の教材をつくるということでやってまいりました。

次のページですが、具体的には、ルールづくり、憲法の意義、そして刑事司法にかかわるものとして、第6学年を対象とした「争いごとの解決と国民の司法参加・ルールづくり」に関する教材例を、憲法の意義にかかわるものとして、第5学年を対象とした「情報化社会を生きる」に関する教材例を、特に民事司法にかかわるものとして、高学年を対象とした「友だち同士のけんかとその解決」に関する教材例を作成した次第です。

この教材例の内容については後ほど御説明させていただきますが、ここから得られたものが三つほどございましたので、ここに案としてお出した次第です。

第1に、小学校教育においては、法教育の理念に沿った多様な授業を工夫することが比較的容易ではないかということです。小学校では一般に学級担任制がとられておりまして、教科ごとではなくて学級ごとという形で一人の先生が御覧になりますが、教科にとらわれない柔軟な学習を展開することが比較的容易で、学校・学級の実態に応じて、法教育の実践に当たって様々な工夫を行うことが期待できるものと考えられます。

2点目は、法教育においては、ロールプレイング、役割演技の手法などを用いて体験的な学習をしますが、小学校段階では、ごく身近な問題について役割演技を行うことにより高い学習効果を期待できるということです。特に、小学生という発達段階では、中学生以上とまたちょっと違って、役になり切ることについての心理的抵抗が少ないということもあるでしょうし、この手法が奏功しやすいだろうと思った次第です。

第3に、今の2点にも関係しますが、小学校では、生活とか遊びの中でルールをつくる、あるいは友だち同士でトラブルが起こったときにその解決策を探るといったことが日常的に存在しますので、これらを題材として法教育の観点を取り入れた学習を行うことが相当多いのではないかと思います。

今回、三つの教材例をお示ししますが、これはいずれも教材作成にかかわった教員の先生方が日常的に経験するようなトラブルを素材としてアレンジを加えたものでございます。

ちなみに、この教材例はいずれも原案の状態ではございましたが、実際に先生方に授業をしていただきました。その点についても、もしお時間があれば、構成員の先生方からお話をいただければと思っております。

第4といたしまして、教材例の活用についてですが、これも今まで法教育研究会やこの協

議会が示してきた教材と同様、あくまで一例であって、このアレンジしたりほかの形にしたりすることを排除するものではないということです。たまたま今回の教材例は5年生以上の教材になっていますが、低学年、中学年で行うことも重要だと思われます。後ほど御説明します「争いごとの解決と国民の司法参加・ルールづくり」の教材例では、第5時においてルールづくりに関する実践の在り方を示しておりますが、これを参考に、低学年、中学年においても法やルールが生活に欠かせないものであることなどについての学習が行われることが期待されるところです。

また、実施する教科等の位置付けをそれぞれの教材によって示しておりますが、これも基本的な位置付けを示すにとどまるものであって、社会科、家庭科、道徳、総合学習の時間、特別活動等、いろいろなものがございしますが、学校・学級の実態と学習内容の力点に応じて柔軟に対応することが望まれるところです。

ここの取りあえずのまとめとしては、このような教材例が積極的に利用されるとともに、これを参考に様々な教材が多数作成・実施されて、法教育が小学校段階においても根付いていくことが期待されるとしております。

ちなみに、前回の私法分野教育についてもそうでしたが、今回の教材も、できれば一太郎形式とワード形式両方で公表して、学校の先生方がアレンジしやすいようにしたいと思っています。

次に、資料7-2以下の具体的な教材の御説明に入らせていただきます。

一つ目、「もめごとの解決と国民の司法参加・ルールづくり」に関する教材でございますが、単元設定の趣旨を御覧ください。

小学校の新しい学習指導要領は、社会科の第6学年において、国民の司法参加について扱うようにすることとしています。裁判員制度の施行によって、今の小学校の児童が大人になったときには司法に主体的に参加することが求められることとなりますので、小学校教育において、児童たちの司法に関する関心を高めつつ、司法への参加意欲を根付かせていくことが重要であると考えられます。他方、実社会で生きる力を重視するという観点からは、ふだんの生活の中で事実を適正に認定するとか、あるいは紛争を適切に解決するためのものの考え方を身に付けることが重要であろうということになります。

この教材は、6年生という発達段階を踏まえて、児童ができるだけ身近な事例をもとに事実認定を経験し、紛争の解決の在り方について議論することを通じて、司法への関心を持ち、更には国民の司法参加の意義について考えることができるように工夫されたものです。

その次の教科等を横断した取組のところですが、裁判員制度でもなく、司法でもなく、国民の司法参加を子供たちなりに実感として理解させるためには、やはり子供たちに身近な事例を用いてやっていく必要があるだろうと思います。そこで、学校生活で起こり得る紛争とその解決に役割演技と議論の題材を求めて、それとの対比において国民の司法参加の意義を考えることが有効でしょう。また、その身近な紛争事例の解決の在り方について学習した後に、学級において実際に直面している問題を発見・確認し、その問題についてのルールづくりを実践してみるということで、実際の社会においても、紛争解決過程、裁判過程において発見された問題が立法活動にもつながり得るということにも気付けるような形にしてございます。

学習指導要領上の位置付けは、総合学習の時間で事実認定と解決に向けた活動を行う。こ

これは特別活動でもあり得るのではないかと書いております。それから、司法の基本的な仕組みと学校生活との対比を踏まえた国民の司法参加の意義を社会科で、これらを通じて得られた知識や考え方を実生活に生かしていくルールづくりを行っていく活動を特別活動で扱うこととしております。

2 ページを御覧ください。この単元の全体像を御説明しますと、単元の指導計画とございますが、5 時間を3 部構成に分けて指導を行うこととしております。第1 次として、最初に裁判所の働きと裁判にかかわる人々について紹介して裁判や司法に対する興味を引く、第2 次として、3 時間構成でみんなの利益にかかわる物事の解決を実際にやってみる、第3 次として、1 時間構成で学級のルールづくりということになっております。

具体的などころに入ってみますと、3 ページでございます。第1 次ですが、この1 時間目のテーマは、裁判所の仕組み・働きと裁判にかかわる人々の役割について理解することです。

簡単に、下の方の四角に囲まれている展開について御説明しますと、三権分立などの学習はこれまでもされているところなので、最初にこれについて簡単に触れた後に、展開の部分で、裁判所の様子と裁判にかかわる人々を学習してまいります。

1 2 ページ、1 3 ページ辺りと対比しながら御覧いただければと思いますが、1 2 ページ、これは最高裁判所から写真の御提供を受けまして、少しアレンジというか、どれが裁判官でどれが裁判員かというようなことが分かるようにした図でございます。この中に、裁判官、裁判員、検察官、弁護士（弁護士）、あるいは被告人席というものが示されています。

次に資料2 ですが、こういう写真の中から、いろいろな職業の人がいるな、裁判にかかわっている人がいるなということを知った上で、こういう三つのバッジがありますが、この三つのバッジはどの職業の人が付けているものかということをお出しして、子供たちに考えさせていく。その際、それぞれどういう意味があるのだろうかということをお出しして考えさせるということにしております。

こういう形で、裁判はこういうものなんだなと、法廷の様子とか裁判にかかわる人々の職業の理念のようなものをぼんやりとつかんでから、3 ページに戻りますが、では国の裁判と学級での話し合いはどういう関連があるのだろうかということをお聞きしてまいります。普通は学級の問題と裁判の問題というのは全然関係がないだろうと考えられると思いますが、最初にこういう形で問題提起をして、この後の4 時間を考えていこうということにしております。

第2 次、第2 時間目ですが、みんなの利益にかかわるもめごとの解決に関する学習です。これは、掃除の時間に起こったもめごとについて事実認定をすることの1 時間目の授業でございます。

導入のところ、クラスでどんなもめごとがあるかということをお聞きして、もめごとのことに関心を向けた後に展開に入ります。

今回は1 4 ページ、1 5 ページ辺りを御覧いただきたいと思います。

1 4 ページの資料3 ですが、子供たちに与える事例は以下のとおりでございます。事例として、〇〇小学校というのがあって、午後1 時から1 5 分間が掃除の時間である。6 年1 組の担当する掃除場所は、教室と教室前の廊下と音楽室と階段の4 か所だと。教室は3 階にあるわけですが、この4 か所を掃除する。8 人ずつ4 グループに分かれて、1 週間ごとに場所

を交代している。音楽室には備え付けの掃除用具があるので、教室の掃除用具入れのほうきやちりとりは、教室、廊下、階段の三つのグループが使っている。ちりとりは二つしかなくて、この三つのグループがそれぞれ共有で使っているという形になっています。6年1組は「掃除を頑張る」をクラスの目標として毎日時間内に掃除をやり終えて、終わった後の昼休みにクラス全員で鬼ごっこなどの遊びを楽しんでいた。こういう事例を設定いたしまして、問題が発生する。それが下の方でございますが、教室当番のAさんという子が、掃除中に掃除をさぼっている人がいると怒り出した。さぼっていると名指しで言われたB君とC君は反論をする。それで言い合いになってしまって、なかなか話が見つからない。本来であれば昼休みの時間にみんなで鬼ごっこをしようと思っていたのですが、ほかの生徒たちも何だ何だと言って教室の方に戻ってきてしまって、結局みんなでやろうとしていた鬼ごっこはできなくなってしまった。こういう事例を設定いたしました。

資料4ですが、子供を5人指名しまして、AさんからE君役までを実際にやらせてもらうということで、それぞれの主張であるとか供述を読んでもらう。それが資料4ですが、全部読むと長くなりますので、4ページから5ページ辺りに書いてございますが、それぞれの主張としては以下のとおりです。Aさんは、B君とC君が掃除をさぼったために掃除が時間内に終わらなかったと言う。B君は、さぼっていない、ちりとりを取りに行っていたために遅れたのだと。C君は、階段掃除当番がちりとりを2個使っていたから取りに行った、一度1階まで降りてまた4階まで上がったため、さらにしばらく待たされたために遅れましたと言っている。Dさんという女の子はAさんの言っていることと同じようなことを言っていて、B君とC君がふざけていたと言っている。ちりとりを取りに行くのは一人でいいじゃないかと言っている。E君というのは階段当番の子で4階にいた子ですが、1階から4階まで急いでB君とC君が来たと言っている。また、自分は4階でちりとりを使っていて、ちょっと待ってねと言ったという、B君とC君の言っていることに沿う供述をしている。さらに、最後にC君が反論をしていて、Dさんは文句を言っているけれども、Dさんこそさぼっていたのではないか、Dさんは目が悪いから見間違えたか、Aさんと仲よしだから思い込んでいるだけではないか、ふざけていると言われていたけれども、B君が服のごみを取ってくれていただけだと、このようなことを言っている。

こういう事例を設定して、子供たちに、ではB君とC君はさぼっていたのかそうでないのかを考えようというのが、この時間の活動です。

ワークシート1という17ページですが、このワークシートを配布しておきまして、みんなが役割演技をしているのを見て、まずB君、C君は掃除をさぼっていたかどうかというのの第一印象をこの判定カードの上の方に書いて、その理由も書くというふうになっています。

この時間はこれで終了いたしまして、次に3時間目に入ってまいります。

5ページにお戻りいただいて、このロールプレイング、台本をもう一度、最初に導入としてやらせてもらった事例を思い出して、次に、最初に全員で第一印象を考えてみましたが、みんなで議論をしてみましよう。5人構成のグループに分かれて、司会をする人1名と、さぼったと言える主張する人2名、さぼったとは言えないと主張する人2名に分かれて、それぞれに議論する。実際に授業をしてみると、どっちかに偏ってしまう。もう最初から、みんなさぼったとは言えないと言っているような班もありますので、それについては、先生の方で、違う立場もあり得るんじゃないかということを指摘する。その、こういう立場もある

んじゃないかということを示しているのが、18ページの判定主張例ですが、幾つか重要な事実を取り上げて、こういう事実もあるのではないか、だから反対の考え方もあるのではないかというようなことを指摘しやすいようにさせていただきます。

また6ページに戻りますが、5人のメンバーの中で議論を重ねて、最後に、そのグループとしてはさぼったと言えるか、さぼったとは言えないか結論を出そうと、結論を出して、理由も書こうということで、先ほどのワークシートの下の部分に書きまして、それでみんなで発表し合う。

これでこの時間は終わりです、次の時間には、では裁判とはどうつながっているのだろうかということを考えていこうというふうにまとめております。

7ページに入りまして、次の時間ですが、このように自分たちで考えて結論を出した事例について、何が本当だったのかということ判定するときにはどういうことに気を付けなければならないのだろうかということ子供たち自身に考えさせることに入ります。展開の2のところですが、判定を下すときの注意事項として、先生の方から、判定を下すときにどういうことに気を付けなければならないだろうかということ問題提起をする。そして、生徒の方から、自分たちの頭で考えてもらって、こういうことを気を付けないといけないのだろうかということを出していく。例えば、最初から結論を決め付けないでやるとか、思い込みとか決め付けで判断しないだとか、みんなの言い分をよく聞いて状況を確認しなければならないとか、あるいは、自分の意見は自分の意見として大切に、きちんと主張するけれども、よりよい意見があればその意見に素直に従うといったようなことが出てくるのではないかと思います。

それで、みんなで意見を出し合った後に、みんなにかかわるもめごとをみんなで考えて、解決する際の心構えはどうあるべきかということを考える。もしもこういうもめごとが自分たちのクラスで起こったらどうするのだろうか。そうすると、先生に解決を任せきりにしない、みんなでやろうとしていた鬼ごっこができなくなったのだから、みんなの利益にかかわっているから、自分たちで考えるべきだとか、あるいは、みんなで考えようとしても、だれか一人をつるし上げにするのではなくて、自分だってさぼった、さぼっていないの争いに巻き込まれるかもしれないのだから、公平に判断することが大切だという意見がある。あるいは、さぼってしまった人、悪いことをした人は素直に謝ることが大事だし、周りの人たちは許す心を持つことが大切だと、このような意見が出るのが予想されます。

ここまで考えた上で、最初の時間に裁判のことを取り扱って、こういうのが裁判で、学級の問題とどうつながっているかということ聞いたが、では何が似ているところだったのだろうかということ、資料5、19ページですが、学級での話し合いと裁判の関連図という形で配って考えさせる。法廷には検察官というのがいますが、訴える人はだれだったのかなということ、Aさんだったのだろうか。次に、訴えられた人、被告人とか弁護人というのがいますが、これはだれに似ているのかということ、B君とかC君に似ているねと。証人ということで、DさんはAさんの言っていることを裏付ける証人だったんだな、E君はB君、C君の言っていることを裏付ける証人だったんだなと。裁判官役はだれだったのだろうかということ、議論の司会をした人が裁判官役ではないかと。では裁判員はだれだったのかということ、全員で考えて全員で結論を出したのだから、みんなが裁判員の役をしたんだねということまとめてまいります。もちろん異なることもあって、8ページに戻りますが、裁判は法律に基づいてさ

れているとか、刑罰を科せられたり強制力のあるものだということとか、Aさんは検察官ではなくて、どちらかというと被害者の部分もあるねと。あるいはB君とC君は被告人っぽいけれども、余り弁護人の役ではなかったかな、実際の裁判は刑罰という大変なことをやっているのだから弁護人というのが付くんだよと、こういうところを確認する。

というところで、裁判と自分たちの生活とのかかわり、あるいは国民の司法参加の意義を考えるわけですが、時間がもしあれば、この事例のもめごとが起こった根本的な原因は何だったのだろうかということも考えさせたいところです。こういうもめごとはどうすれば防げたのか、さぼってはいけないというルールをつくったらいいんですかということ、さぼるといことがそもそも何か分からなくて、みんなでさぼったと言えるかどうかという議論をするときにも、それぞれ生徒一人一人が持っているさぼるとい行為のイメージに引きずられた結論があるはずで、さぼってはいけないというルールをつくっても余りよくないんじゃないだろうかということが議論として予想されます。それから、そもそもちりりの数が限られているのが問題で、三つのグループで2個しかないちりりを使うのだからどうしても問題が出てくるのではないか、今回は階段当番が勝手に2個も持って行ってしまったから教室当番が困ったんじゃないかということで、ちりりの使用方法などについてルールを決めたらいいんじゃないかという議論もありそうなところです。

まとめのところで裁判員制度について簡単に説明いたしまして、もし将来自分が裁判員になったらこういうことに気を付けた方がいいねということをもとめる。それは、この時間でやってきた、みんなの利益にかかわる重要なことなのだから積極的に参加しようとか、最初から結論を決め付けないなどといった議論がそのまま使えるだろうと思われま。

こういう形でこの掃除に関するもめごとのロールプレイを終える。

これを踏まえて、第3次、第5時間目ですが、自分たちの学級の生活の中で発生した問題をルールをつくって解決していく活動をする。

この教材では、一例として、例えばクラスボールの使い方について問題が起こったらどうしようかということで、これは、女の子がクラスボールを使っていたら、男の子のグループが来て、貸せと言って持って行ってしまった、そういう問題を題材として、ボールの使い方のルールについて考えていこうという授業になっています。

10ページの下の方ですが、ルールを実際につくるときに大事なことは、星印がついていますが、ルールはただ決めればよいというものではなくて、みんなが楽しくボールを使えるようにするという目的を達成するような内容のルールをつくるのが大事だということを意識させながら考えさせる。また、ルールを決めた後、最後に先生からお話をするわけですが、一番最後のところで、ルールは、みんなが楽しく生活できることを目的として、みんなが参加してつくるものであることを確認するとか、みんなでつくったルールはみんなで守らなければいけないことを確認するとか、ルールを実際に使ってみて不都合が生じたときにはまたルールを変えればよいということ、これが法教育の観点から重要だろうと書いてございます。一つ目の7-2の教材は以上でございます。

次に、二つ目の教材として、「情報化社会を生きる」という教材がございます。

憲法に関しては、この「はじめての法教育」のときに、憲法の意義という教材がつけられました。これは、民主主義とか立憲主義を分かりやすく解説し、憲法が何のためにあるのかという憲法の意義について中学生に考えさせるという教材でした。

小学校における憲法に関する法教育も、従来から第6学年で日本憲法の基本構造等についての学習が行われていますが、それにとどまらず、憲法を支える基本的な考え方について、小学生段階で理解しやすい題材を選んで学習して、中学校における憲法の意義のようなことにつながっていくようなものが重要でしょう。

そこで実際の社会に目を転じますと、現在は情報化社会になっている。情報技術が著しく発展したことによって、みんながいろいろな情報を得ることができるし、逆にただでさえ情報を発信することができるようになった。こういう社会は、言いかえれば表現の自由が極限まで保障された状態だろうということが言えます。憲法学的に見ても表現の自由は民主主義を支える重要な権利だと考えられていて、表現の自由を取り扱うことが重要でしょう。この情報化社会については小学校の第5学年の社会科で取り扱うこととされていますので、この授業の中で表現の自由とか知る権利とかいうことを考えさせるのが重要でしょう。他方で、実際に報道される事件などを見ても、小学生がインターネットを使って自分の友だちの個人情報を公表してしまってトラブルが起こるといったことがある。小学生であっても世界に向けて情報を発信することができる時代ですが、情報を発信する主体として負うべき責任ということも小学校の段階から考えさせる必要があるのだろうということで、そういう問題意識も踏まえてこの教材をつくったところです。

教材の内容に参りますが、これは3時間構成になっていて、第1時、第2時、第3時とありますが、第3時のところは2バージョン用意してあるという形になっています。

3ページを御覧ください。第1時間目です。第1時は、まず知る権利の意義について子供たちに理解するというものです。

導入のところで、テレビ、新聞、インターネットをどれぐらい使っているかなということをも最初に質問しまして、認識を共有する。テレビ、新聞、インターネットがなくなったらどうなってしまうだろうかと話を話し合う。毎日つまらないとか、知りたいことを知ることができなくて困るとか、幾つかの問題が出てきそうですが、展開部分に入って、資料1を御覧ください。8ページです。

子供たちにきめきめ王国という国の話を考えさせます。このきめきめ王国では王様がいろいろなことを決めていますが、テレビ、新聞、インターネットについても決まりを決めると言い出す。テレビはチャンネルは一つだけ、放送している内容も天気予報とか国や警察が発表したニュースなどに限る、新聞も1種類だけ、記事はテレビと同じようなものしか載せてはいけない、インターネットも国王が許可したものだけ流せと、こういう形にする。

こんなきめきめ王国ではどういうことが情報として流せるのだろうか、どういうふうを感じるだろうかということをも最初に確認します。これを見ると、例えばスポーツの結果とありますが、スポーツ中継自体は見れないとか、子供が興味がありそうなことが見れないとかいうことがありますし、国王の都合のいいことだけを伝えられるので嫌だとか、何が本当の情報か分からないとかいうことが幾つか出てくるのが予想されます。

自分たちの生活自体がきめきめ王国だったらどうかということも考えさせると、知りたいことを知ることができないとか、好きなアニメが見られないとか、情報をくれる人の思いどおりにみんながコントロールされてしまうのではないとか、そんなテレビやインターネットだったら見ない方がましだとか、そういう意見が出てくるのが予想されます。

また、今の生活の中でテレビ、新聞、インターネットで自由に情報を受け取ることができ

ることのよさは何だろうということ、いろいろなことを知ることができるとか、意見を比べることができるとか、自分が持っていた意見を伸ばすことができるということが出てくるでしょう。そういういいところ、いろいろなことを知ることができるよさというのが知る権利と言われるんだよということで、1時間目を終わる。

第2時間目は、表現の自由の意義について考えていくものです。

子供も様々な表現活動をしているわけですが、子供の段階では自分の活動が表現活動だということも余り知らないこともあるでしょうから、まず表現活動そのものについて自分の生活を振り返らせるということを行います。それが10ページのワークシートの2でございませう。どんなときだったら自分が思っていることや考えたことをそのまま言ったり書いたりできるのだろうかということで、家族との会話、学級会、電話、班別の話し合い、手紙、いろいろなものがあるが、自分が思ったとおりに書けるものはどれだろうかということを考えさせます。みんなの前でなくて友だち同士だったら言えるとか、授業だったら言えるときと言えないときがあるとか、自分は家族とか仲のいい人たちにしか言えないとか、いろいろなことを思うでしょう。

その次に、では表現する媒体によって何か違いがあるのだろうか、直接話して伝えるときと書いて伝えるときで違いがあるのだろうか。直接言いにくいことでも、書くと伝えられたりするとか、話して伝えるときには身振り、手振り、表情で伝えることもできるが、書くときには形にして残しておくことができるという意見が出たりするでしょう。ただ、書いて伝えると後々まで紙が残ることになってしまうので、だれかに見られたらどうしようということもあるという意見も出るでしょう。これが3時間目のインターネットの掲示板に書き込みをするという授業につながっていきますので、書くということはものを残すということだというのが分かるように、ここで留意しながら指導することになるかと思えます。

そして、みんなが思っていることや考えていることを言えたり書けたりするとどういいういことがあるのだろうかということでみんなに考えさせる。要は、自分が分かってほしいと思っていることが分かってもらえるとか、みんなで話し合うとよりよいものが見つけられるというような表現の自由の意義そのものが出てくるのではないかと思います。

この時間は、こういう表現を議論できることを表現の自由と言うんだねという形でまとめる。

3時間目は、インターネットの書き込みの問題について2パターン用意しています。いずれも表現の自由とプライバシーの問題なのですが、3-1時の方はどちらかといえば表現の自由の方に力点を置き、3-2時の方はどちらかといえばプライバシーの方に力点を置いた形になっています。

3-1時の方から参りますと、まず最初に、今、小学校にはコンピュータ室というのがあろうようですが、そこで実際にインターネットの匿名の掲示板を見てみて、どういうものかというのを知る。自分がほかの人になれるとか、名前が出ないから気軽に書き込むことができるなどということが分かるようになる。

展開として、インターネットの便利さについて考えていく。これはワークシートの3ですが、自分がインターネットをそのまま使えるとして、こんなことを書きたいというのを考えてごらんというので、11ページの一番最初のところですが、三つぐらい考えさせてみる。

その次に、インターネットの掲示板は匿名ですが、どんなことでも書けるのだろうかとい

うことを聞いてみる。そうすると、書けるという子もいれば、書けないという子もいる。あるいは、書けるけれども書かないという子もいる。その理由を挙げて答えさせる。

ここまでやった上で、次の13ページの資料2ですが、二つの事例を与えて考えさせる。

一つ目は太郎君の書きたいことで、Aさんという子がクラスのBちゃんに仲間外れにされているみたいで、かわいそうだから注意したいが、自分では直接には言えないので、インターネットの掲示板に書く。それで、〇〇小学校のBちゃんはクラスメートのことを仲間外れにしている、仲間外れにされた人は嫌だと思っているんだ、Bちゃんは何てひどいんだろうというようなことを書く。

次に花子さんの書きたいこととして、花子さんは有名な芸能人のCさんと友だちなんだけれども、もっと人気が出るように、ファンのやっている掲示板にCさんの好きなこととか電話番号とか家族のこととかを書きたいなと思っている。

これをどう思いますかと子供たちに聞きます。

まず花子さんの方を実際に授業をやってみても、子供たちは個人情報として問題があるという子が多いわけですが、ただ、芸能人というみんなの前で活動する人だから、ある程度自分のことが知られてもしょうがないというような意見もあり得るところです。

太郎君の方は、Bちゃんは悪いことをしているのだから書いたらいいじゃないかという子が結構多いようですが、でも本当にいいのだろうか。これが本当のことかどうかというのはBちゃんに聞いてみないと分からないんじゃないのとか、Bちゃんという子は仲間外れにしているかもしれないが、Bちゃんが一番悪いんじゃないかと、ほかの子が本当は悪いかもしれないし、本当のことは分からないのに一方的にこういう情報を出していいのだろうかということを考えさせる。

その上で、本当のことかどうか分からないのに書いたり、個人のプライバシーにかかわるようなことを書いたりするのは問題があるんだな、だから書き込みをするときには気を付けないといけないんだなというようなことを実感として理解できるようにするという形になっています。

次に、3-2時ですが、今度はプライバシーの方により力点を置いた場合です。一番最初のインターネットでの情報の発信というところは先ほどの3-1時と同じで、コンピュータ室でインターネットの掲示板を見てみる。

それはそれということで、では自分に関する情報について考えていきましょう。それが14ページのワークシート4でございませう。自分に関する情報で、どの範囲の人まで知られてもいいかということを実際に考えさせる。住所とか、好きな人とか、好きな食べ物とか、身長・体重とか、いろいろなものがあって、それは自分だけでとどめておきたいのか、仲のいい子までだったら知られてもいいのか、だれに教えてもいいのか、いろいろな段階があるでしょうから、それを理由も挙げて書かせる。その上で、一人一人書くわけですが、グループになってみんなで見せ合いっこしてごらんとすると、恐らくみんな感じ方が違うはずなんです。例えば身長・体重については、女の子であれば自分だけにしておきたいとか、仲のいい子までだったらいいとか、家族までだったらいい程度なのですが、男の子になると、だれに知られても別にいいよという子もいる。そうやって、それぞれ自分の情報がどこまで出ていいのかというのはみんなを感じ方が違うんだなということが分かってくるわけです。

その上で、例えばインターネットでほかの人のことを書くとして、自分だったら気にしな

いことでも、ほかの人は気にすることがあるのかもしれない、だからほかの人のことを書くときには気を付けないといけないんだなというようなことを考えさせる。また、自分自身のことだって、今はいいと思って書くかもしれないが、もう少し大きくなったら嫌だと思ふかもしれない、だから自分自身のことだってちょっと考えて書いた方がいいよねということになるのではないか。

そういう形で表現の自由とプライバシーとの関係を実感として理解させてはどうかという教材になっています。

最後に、資料7-4です。これは「友だち同士のけんかとその解決」に関する教材です。

先般お取りまとめいただきました私法分野の報告書においても紛争解決の分野に関する法教育の重要性が指摘されておりますが、この教材はその紛争解決の分野の教材の一つとしてつくったものでございます。

事例設定の趣旨ということで、1ページの下の方にありますが、小学校の児童であってもけんかや対立は日常的にあつて、共同で生活する以上、けんかをするのは当然なのですが、児童はつい感情的になって、なかなかもめごとが解決できないということもあつたり、友達同士の関係を修復しにくいということもある。今回のこの教材で取り上げる題材は、高学年を対象に、けんかを解決するための交渉とか調停を役割演技によって児童に行わせる、これを通じて紛争解決を行うことの意義と心構えを実感として理解させようとするものでございます。

具体的な授業の流れとしては、2ページを御覧いただいて、三つの題材という形で示されています。真ん中の事例の指導計画ですが、三つの題材から構成されていて、可能であれば、題材①から題材③まで、3時間かけて掘り下げた学習を行うことが期待されるでしょう。もっとも、学校の実態によって3時間の授業として取り扱うことが困難な場合には、題材①だけでも、あるいは題材②だけでもやっていいし、題材①と②の2時間扱いでもいいだろうという形で構成されています。

具体的な内容については、3ページ以下でございます。

まず1時間目、題材①ですが、一番最初にけんかについて聞く。けんかはいいことだろうか、悪いことだろうか。児童の中にはけんかは悪いことと言う子が多いかもしれませんが、どうしてもけんかになってしまうことがあつて、解決することが大事だという意見もあるかもしれません。今日はけんかしてしまった人たちになり切ってみて、仲直りできるかやってみようということです。

資料1の10ページ、11ページを御覧ください。漫画の貸し借りのシナリオと題するものですが、これを二人の子供を前に出して読ませる。A君がB君の家に遊びに行つて、「漫画を貸してくれ」と言う。「この漫画はサインが書いてあるから貸したくないんだ」と言いますが、「ファンだから大事にするから貸してよ」と言って借りていく。それで持って帰るわけですが、2週間後、逆にB君がA君の家に遊びに行つて、「そろそろ漫画を返してくれよ」と言う。それに対して、「分かったよ。返したくなかったけれど、ありがとう」と言つて、袋に入れた漫画を渡して返す。ところが、この漫画を家に帰つてB君が確かめてみると、表紙が破れていて、とても汚れていた。11ページに絵が入っていますが、こんな感じで破れて、サインの部分が汚れていることに気が付く。それでB君が次の日に学校で怒り出す。A君は、「何で汚れたんだ」と聞かれても、「知らないよ」と言う。B君は、「知らないわけ

ないだろう。おまえはいつもそうやってうそをつくんだ」と。A君は、「うそなんかついていない」、B君は、「うるさい、弁償しろ」などと言ってどんどんエスカレートして、最終的にB君がA君を突き飛ばしてしまう。A君は、「すぐに暴力を振るうやつとだれが遊んでやるか。おまえだっておれに返していないものがあるだろう。ばか野郎」などと言って仲違いしてしまう。二人は本当は仲直りしたいのにできないでいる。という状態を設定して、ではこのA君とB君のけんかを解決してみようかというのを1時間目にやります。

A君とB君の役それぞれに分かれて班ごとに議論するのですが、本当にやらせると、簡単に「じゃあ仲直りしよう」ということになりがちなので、指導する際には、A君役もB君役も怒っているんだからね、怒っている人はそんなすぐに仲直りしないんだからね、怒っている人になり切ってやっごらんないさという形でやらせると、予想どおり、ちゃんと合意ができないことが多いようで、それで、何で合意できなかったのかということ振り返らせてみると、もともと怒っているから合意ができないというのものもあるし、相手の言い方がいけないから合意できないという場合もあるし、また、落ち着いて話ができたところは案外ちゃんと解決できるということがあり得る。

そういう形で1時間目は終わらして、要するに、当事者間で解決できるなら解決したらいいのだが、解決できないこともあるね、じゃあそれはどうしようかということです。そうすると、先ほどのシナリオの最後の方に、A君とB君とのけんかを見ていたCさんというのがいて、このCさん役を入れたらもっと話がうまくいくのかもしれないということで、2時間目の題材②に入ります。

題材②では、4ページの下の方ですが、今度はCさん役の子が出てくる。先ほどのシナリオで御覧いただいたとおり、例えばなぜ漫画が汚れてしまったのかとか、あるいはA君がB君に対して貸しているものは何かとかいうことが分からないようになっていますが、この辺りの隠されたところについて、シークレットカードという形でA君役、B君役に渡しておく。14ページがA君役、B君役のシークレットカード、15ページがCさんの質問カードになります。

A君のシークレットカードですが、漫画を汚した理由を言っていないですが、本当はどうだったかという、実は3歳の弟が汚して破ってしまったこと。B君からカードゲームのレアカードを5枚も返してもらっていないこと。B君に対して怒っていることは、B君はふだんから暴力を振るうことが多くて、今回も突き飛ばされて痛かったこと。A君は、漫画を汚したのは弟だが、黙って漫画を返したことは謝りたいと言っている。

B君のシークレットカードを見ますと、A君に対して怒っていることは、汚した、破っただけでなくて、黙って返したということに怒っている。どうして汚して破ったのか理由を教えてほしいと思っている。レアカードを5枚借りているけれども、これはいつか返せばいいかなという感じにいる。突き飛ばしたことについては謝りたいけれども、でもA君が先に謝らない限り自分は謝らないぞと思っている。

こういう条件が与えられる。

それで15ページですが、Cさんの質問カードとしては、小学校5年生辺りになると、どうい質問をしていいかわからないということもありますので、そのヒントという形で、どんなことについて怒っているのかとか、どういうふうに解決したいと思っているのかとかいうことを聞き出させる。その聞き出した結果をもとに、Cさん役として、A君はこうしなさい、

B君はこうなさい、理由はこうだからですという形で解決策を示させる。それで仲直りをさせる。実際にやってみると、1時間目と違って、Cさんが出てくるとそれなりに解決できるところが増えるのですが、それはどうして増えたのかというと、Cさんがいい解決方法を教えてくれたからとか、Cさんが間に入ってくれたから余りけんかにならずに済んだとか、そういうことが出てくるのが予想されます。

最後に第3時、また前に戻っていただいて、題材③ですが、まとめの時間が持てるようであれば、こういう形でまとめてはどうでしょうか。

最初の導入でやってきた結果を振り返って、調停の方が話し合いがしやすかったということ振り返った上で、当事者同士の交渉で紛争を解決するときの留意点について考えていく。まず、当事者同士で話をするときにはものの言い方に気を付けないと余計けんかになるとか、暴力を振るってはいけないとか、感情的にならないように気を付けようとか、自分が悪いことは悪いと認めて素直に謝るべきだとか、そういうことが大事だということが出てくるでしょう。

また、当事者同士だけではなくて、第三者を交えた調停の形で解決する場合、調停人が入ることによって当事者の気持ちが楽になるとか、けんか腰で話すことが少なくなるので話し合いがしやすいとか、間に入っている人は冷静にけんかを見ているので当事者同士だけでは思い付かないような解決方法を教えてもらえることがあるとか、そういうことが出てくるのが予想されます。ただ、調停人が入ったら何でもいいのかというと、調停人が入っても、その調停人が不公平な振る舞いをすると話し合いがまとまらないので、調停人は公正・公平に話を聞かないといけないとか、きちんと話を聞いて、軽い気持ちではなく、真剣にアドバイスをしてあげる姿勢がないとまとまらない。そのようなことが出てくるのではないかと思います。

8ページですが、生活の中での紛争解決という形で、今後、今回の学習を通じて得たことから、どのように自分の生活に生かしていきたいか、まとめの部分の二つ目の丸ですが、けんかに関する自分自身の過去の経験を思い出して、どのような点が自分は弱かったのだろうかということ振り返って、それをもとにこれからどうしたいかということを考えさせる。

一番最後のところに書いてあるとおり、大人の世界でも争いや対立が存在するが、当事者の間に入って争いを解決するものとして裁判所などの司法機関があることについて補足してもよいという形でおります。要するに、第三者が入った方が紛争が解決しやすかったが、裁判所はそういう第三者として予定された機関なんだなということが分かる。そういう形で工夫したものでございます。

かなり長くなってしまいましたが、今回、教材作成部会の方で考えた案としては以上でございます。

大村座長 どうもありがとうございました。

教材のそれぞれについて詳しい御説明をいただきましたので、委員の方々も相当程度までイメージを形成することができたのではないかと思います。

それで、取りまとめのための3ページの文書と、それぞれの教材について御意見を伺いたいと思います。順番からいきますと、この取りまとめの文書ということになるのですが、これを拝見していますと、1ページ目は経過と作成の一般的な方針が出ておまして、2ページ目の上の方に、今回の三つの教材が「はじめての法教育」でつくられた中学校の教材との

連続性を持つように工夫されているということだと思います。私法のものをごいませませんが、これは別途つくっているということで、それを合わせますと四つの分野に対応するものがつくられているということかと思えます。

更に、教材作成を通じて得られたものというのがまとめられております。何点か出ておりますが、その最後の方で、それぞれ教材作成に関与された部会員の方々が日常的に経験するトラブルのようなものを前提にしているというお話、あるいは実際にこの教材を途中でお使いいただいたというようなお話もあったように思います。そうした経験について、部会員の先生方の方で何かございましたら、初めに補足していただけるといいかなと思えますが、いかがでございましょう。どなたか、何かございましたら。

臼井部会員 私は木村先生と一緒に最初の教材をつくらせてもらったのですが、第1の事例で、私自身は小学校の社会科専門でやっています関係上、国民の司法参加という言葉と、司法にかかわるそれまでの小学校の社会科の弱点といいますか、それと法教育というのをうまく組み合わせてできないかなと思っておりました。といいますのは、6年生の最後の学習の中で、大体3学期の一番最後に三権分立が出てくるのですが、この機構図で大体終わってしまうのです。そこは、今回の教育課程で新たに国民の司法参加、しかも裁判員制度について言及しようということが書いてありますので、それを何か具体的にできないかなといったときに、先ほど大谷さんがおっしゃったように、小学校の教員というのは、自分の専門の教科と、教科担任だけではなく、それ以外の教科も持っていますので、総合的な活動の時間をユニットさせて、より具体的に子供たちの日常の問題と司法の問題のかかわりを取り上げたらどうか。そういった一例でこれを実際に実演してみました。結果、手前みそになってしまうかもしれませんが、子供たちにとって司法というのは非常に遠い存在だったのですが、非常に近づいたという印象を受けました。

大村座長 どうもありがとうございます。

ほかの部会員の方々、何かございますか。

梅田部会員 私は情報の授業をやったのですが、小学校の中で法教育を考えると、ルールづくりに特化していきがちなのですね。なぜかという、いろいろな場面でそういう場面に遭遇するのです。話をしている。例えば体育で何かのゲームをやるときもルールを子供たちがつくるとか、トラブルが起きて解決するとか。そうじゃない視点でどうしていったらいいかということが1点。

それから、私も社会科なのですが、とかく情報モラルということで、情報をモラルの観点からだけとらえられがちだと思っておりましたので、憲法の表現の自由とか知る権利ということと絡めながらプライバシーとか入れてつくりたいなと思ってやってみました。

実際に子供たちと授業をやってみて分かったことなのですが、子供たちは言葉をイメージだけでとらえていて、具体的に何のことだか分かっていないまま、個人情報はいけないとか、これはどうだと言っていたのです。いろいろなことをグループで話し合う中で、ああ、こういうことだったのかと分かった瞬間がありまして、特に、勉強が好きじゃないお子さんが、最初は全然乗り気ではなかったのですが、ある瞬間からとても一生懸命やるようになって、後々聞いたら、あのときに、ああ、こういうことだったんだということがよく分かったと言っていて、最後まで割と意欲的に学習に臨んでいって、最後の感想なんか、A4に1枚びっしり書くような感じでできていたのがよかったなと思っております。

大村座長 どうもありがとうございます。

どうぞ。

小林部会員 失礼いたします。私は、3番目の「友だち同士のけんかとその解決」ということで、題材を三つつくらせていただいたわけですが、やはり小学校の段階で子供たちは本当にクラス内の男の子同士、女子同士、男女を問わず、本当にもめごと、ちょっとしたけんかは絶えません。そういった中で成長していくわけですが、どうしても、つかつとなつて手が出てしまったり、又は無視をしてしまったりとか、又は何か嫌がらせをするとか、そういったことが起こって、果てははじめや不登校につながってしまったり、又は本当に仲間外れとか、そういったことがあるわけです。これは高学年向けにつくったわけですが、低学年、中学年、高学年と、発達段階を経てこのような学年に応じた教材を工夫していけばいいのかなと思います。まずは高学年でつくってやらせていただきました。5年、6年で実際にやってみて、5年生でもできたかなと思います。子供たちは、このシナリオをもとにA君、B君役になりながら、この立場に立って、自分の思いとか、実際に身近な生活でよくあることだなということでも話し合いを進めることができました。特に、最初の交渉編ではシークレットカードがない中でこのシナリオに基づいてやっていったので、どうしても話が見えないというか、どういう理由で破れてしまったのかなとか、そういったことが分からないまま話し合いが進むのですが、子供たちなりに、もしかしたらA君ではなくて猫がかじってしまったのかなとか、いろいろな思いで話し合いを進めていきます。1時間目は子供たちの目に見えない事実というか隠された事実を予想し合いながら話し合うわけですが、うまく解決できなかったグループがほとんどでした。

最後の方で、Cさん役が第三者に入って話し合いを進めれば、もしかしたら解決できるのではないかということを行った児童もおりまして、2時間目に調停編ということで、Cさん役が調停役、第三者となつて、お互いの事実に基づきながら、シークレットカードをお互い手元に隠しながら質問し合つて、うまく解決できるようにCさん役が調整しながらやってきました。そうすると、1時間目で感情的になっていた話し合いが、Cさんが入ることで、又はシークレットカードから隠された事実が見えていく中で、うまく紛争を解決していくやり方というか、公正・公平に、冷静に、事実に基づいて紛争を解決していくことがやはり大事なのかなというのを、ロールプレイ、そしてシークレットカードなどを通して実感できたように思います。

そして、3時間目で交渉と調停との比較をしながら、これからの生活に生かしていくことが大事だということを実感を持って話し合いができたかなと思います。

こういった法教育の事例というのは今までなかなかありませんでした。道徳教育では道徳の中でルールを守りなさいとか、決まりごとは大事ですというような、上からというか、もうルールや決まりは守らなければいけないものだというような形だったのですが、何でルールが大事かとか、決まりを守らなければいけないかとか、けんかが起きたときにどういう話し合いをしたらいいのかというのは子供たちはとても苦手です。話し合いで解決することが苦手な実態があつて、一方では言語活動の重視とか言われているわけですが、やはりどうしても言葉が足りなくて手が出たり、無視してしまつたりというようなことが子供たちの世界でも多々あるので、こういった事例を低学年のうちから中学年、高学年、中学、高校と、繰り返し繰り返し——アメリカなどではそういうのをやっているのですが——やっていくこと

で、こういう紛争解決的な手法を通じて、事実、公正・公平な判断のもとで話し合いの解決をするスキルが身に付いていくのかなと考えております。

大村座長 どうもありがとうございます。

今、3人の部会員の方々から、それぞれ三つの教材に対応するような形で御感想を述べていただきました。

それぞれの実際の皆様の印象に基づくものを取りまとめたのが、この教材作成から得られたものという部分になっているのではないかと思います。今、教材の中身についても大分お話がありましたので、このまとめの紙の方は後にしまして、個別の教材についての御意見や御感想から伺った方がいいかなと思います。三つありますので、順番に行きたいところなのですが、時間も限られており、が、また複数のものにまたがる御意見もあろうかと思っておりますので、それほど厳密ではない形で、適宜御意見をいただければと思います。

ということで、どなたからでも結構ですので、御意見、御感想等をどうぞ。

笠井委員 いずれも大変すばらしい、しかも分かりやすい教材だなと感じておりますが、できれば初めからということで、「もめごとの解決と国民の司法参加・ルールづくり」という教材について、感想と、お使いになられた臼井先生への質問になるかもしれませんが、申し上げたいと思います。

まず、事実認定について小学生に教えるというのは大変画期的で、法教育というルールとか決まりにどうしても目が行きがちなのですが、争いごとというのは、事実についてどういう事実だったのかをちゃんと考えたり判定したりすることが大事だということが、こういう教材だと実感を持って分かるような感じがします。そういう意味で非常に意義があるものだなと思えました。まず、そういう事実認定にスポットを当てられたことは、大変よいことだと思っております。

この事案自体、証人役の人も一人ずついらっしゃって目撃証言をするわけですが、実際何が本当だったのかというのを決めるというのはとても難しいことだろうと思うのです。「分からない」という答えがあり得るということで、シートなんかにもそのように書いてあるのですが、どっちの言い分ももっともらしいから分からないというところで、そういうふうに終わってしまったことがなかったのかどうかお聞きしたいのと、それから、「分からない」という答えがあると、どうしてもそこに逃げてしまわないかという心配があるのでお聞きするのですが、その「分からない」ということが悪いことかということ、必ずしもそうでもなくて、実際の裁判になってきますと、刑事だと疑わしきは被告人の利益にということで検察官に立証責任があるとか、そういったことで最後は解決するわけですし、民事だと法律上一定の事項ごとに証明責任があって、それで解決するわけです。「分からない」ということの位置付けについて、どのように教えていけばいいのかというのはなかなか難しい問題だなと思っておりますので、そういう事実認定について教える中で、そういう分からないということについて、実際の生徒の反応とか、何か教え方についての議論がこれまであったのかどうかお伺いしたいと思っております。

大村座長 お願いします。

臼井部会員 この「分からない」が、最初の1時間目にロールプレイをやっている子供たちがその演技をやってすぐ書かせた「分からない」のところで、2時間目にみんなで話し合った

後、もう一回「分からない」というのを入れておいたのですが、最初の段階だと事実がまだよくつかめないというのと、それから、子供は非常に優秀だと思ったのは、こういうことがあったのです。目が悪いといっても、その子の視力は幾つぐらいなんだと。遠くに行けば本当に目が見えないぐらいの視力なのか、それとも0.5か0.6ぐらいの視力なのかとか、そこでよく分からないという子もいました。全員ではないですが。そういった意味で、事例そのものの欠陥と言っていいのかどうか分からないのですが、事例そのものがあやふやな点を突いた上での「分からない」という意見も結構ありました。あと、自分としてはまだ判断ができないというのが、「分からない」の意見の大半だと思います。この事例で読んだ範囲では、まだどっちの言い分が正しいのか、最終的にはよく分からない。ところが、今日は数値を持ってこなかったのですが、2回目の場合の「分からない」はかなり少なくなったと思います。実際に今言ったことで分からないというのと、最終的には評決させましたので、分からない部分を、自分だったらさぼったと判断するか、さぼらなかったと判断するかを意図的に加えたものですから、2回目の「分からない」とはちょっと質が違っていたと思います。当然少なくなっていると思います。結果としては、掃除をさぼったとは言えないという子供たちの意見が今回通ったのですが、さぼったというのは少数でした。その子の意見も非常に要点を突いていて捨てがたいのですが、この事例では一応そうなったということでございます。

大村座長 分からなさについての度合いが変化するということでした。

白井部会員 最終的には、どの子も、ちょっと怪しい、分からないというところに行ってしまったのが事実ですね。この事例の文章からだけではまだ判断できないのだがという条件があって、それで私はこう思いますというような形で出たものです。

でも、実際に見ますと、具体例でこういう事例は、五、六年だとよくある事例なんですよ。おまえいつもさぼってるじゃないかというのだけれども、こういった授業でやると非常に冷静に子供たちはとらえて、いや、さぼったとは言えないんじゃないかというのが、これは意外な結論でした。

笠井委員 私もそれを思いまして、さぼったという方に行くのかなと思ったら、このように判定するというふうにまじめにやると、さぼっていないという方が多いというのは、とてもきちんと考えておられるなと思いました。

白井部会員 子供はすごいなと思ってね。疑わしきは罰せられないというね。

大村座長 どうもありがとうございました。非常に有意義な御説明だったと思います。

ほかにいかがでしょうか。

安藤（信）委員 一つ目と三つ目に関連するかと思うのですが、ADR推進派の私としては、一つ目のさぼったということも、実は、裁判でやる手法もあると思いますが、3番目のように、第三者を交える、交えない、話し合いでやる手法も多分あると思うのです。その両方をやってみて、当事者になった子供がどういう気がしたかとか、あるいは逆に3番目の事例を裁判形式でやってみて、当事者になった子がどのように感じたかという、その違いを読むと、こういういろいろな紛争解決の方法があって、それぞれに適したものがあるのだということをお子自身が実感することがあるともうちょっとおもしろいかなと思いました。

大村座長 今の御指摘も非常に興味深い御指摘ですね。三つの教材をそれぞれ御検討いただいて、各学年のどこにどのように当てはめることができるかということでおつくりいただいた

ということだと思いますが、御指摘のように、1番と3番は関係するのですね。1の方はルールから出発して、それをどう当てはめるかという話ですが、3の方は紛争から出発して、それをどう解決するかということになっていますので、同じクラスで二つ授業をやると、1の授業と3の授業はどういう関係にあるのだろうという、それはそれでまた新たな発展可能性があるように思いました。

ほかにいかがでございましょう。

村松委員 私もこの教材作成部会に二、三回参加させていただいたのですが、かなり綿密な議論をされていて、ここまで作り上げていただきましてどうもありがとうございました。

私が気になったのは、この三つの教材のうちの資料7-2です。「もめごとの紛争解決と国民の司法参加・ルールづくり」に関する教材。個人的には、例えば法廷の絵が描いてあったり、写真があったり、弁護士のバッジがあったりで、何かうれしいなという素朴な気持ちがあります。他方、法教育の授業としてこういう形で取り上げていっていいのだろうかという疑問を若干持っているところです。この教材の単元設定の趣旨として二つ挙げられていて、一つは司法への参加意欲を根づかせるというのが書かれていて、もう一つは紛争を適切に解決していくものの考え方が書かれています。後者は正に事実認定、先ほど笠井委員からあった事実認定の話になってくるのだろうと思います。私たちがやろうとしている法教育は、法の価値であるとか法的なものの考え方、そういったところを子供たちに身に付けてもらいたいというのが出発点なのだろうと思うのです。そうすると、直接的なテーマとして司法参加というところを取り上げてしまっているのかどうか、そこはもう少し検討してもいいのかなと思っております。司法参加あるいは司法参加の意欲というところは必要ではあると思うのですが、もしそういうものを引き出させたいのであれば、例えば、最初に裁判の意義であるとか、そもそももめごとは何で解決しなければいけないのか、紛争をそのままにしておいては何でいけないのだろうか、そういうところからアプローチして、裁判というのが必要なんだ、そうであればその裁判に私たちも参加していくことが大切なんじゃないかという形で意欲付けをしていく、そういうアプローチになってくるのかなと考えています。

それから、裁判での法曹三者の位置付けがありまして、御紹介していただいて非常にうれしい、法曹三者がこういう役割なんだというアプローチもあるかもしれないのですが、せっかく紛争解決の事例がありますから、事例を通じて、ではこの紛争を解決するためにはどういう仕組みがいいのかどうか。恐らく裁判というのは長くかかって、場合によっては2年、3年、もっとかかるものもあって、面倒くさいだろうと思うのです。遠山の金さんみたいな人が出てきて、裁判官が決めてくれる方が多分手取り早い。でもそれをやっていないのはなぜなのか。そこには真実の発見とか公正という法の趣旨が入ってくるのだろうと思うのです。そういったことを事例を通じて最終的に子供たちが理解していく、到達していく、そういうアプローチの方がより私たちが目指している法教育の教材には合っているのかなというように感想を持ちました。

私が部会に参加させていただいたときにこの点に気づいていればよかったのかもしれないのですが、よりよいものにしていただければと思ひまして、ちょっと意見をさせていただきます。

大村座長 今の2点も非常に貴重な意見だろうと思ひました。先ほど事実認定の問題が出ていましたが、最初の7-2の教材で言いますと、裁判との対比で、検察側と弁護側が分かれて

いる理由はどこにあるのかというような話が出てくると村松さんがおっしゃったような点で深みが出るでしょうし、そうだとすると、なぜそのように分かれていなければいけないのかという話があると更にいいのだろうと思います。ただ、バッジが最初に出ると関心を持つかもしれないという気持ちもしないでもない。

村松委員 私も授業に行くときはバッジを見せたりしていますが。

大村座長 先取りして私の感想を申し上げてしまいましたが、大谷さんから何かあったら。

大谷部付 今回の村松先生の御指摘は確かにそのとおりだろうと。我々も、もともと教材を作成するとき、そういうものにできればいいかなと思っていた部分もあります。ただ、他方で、司法そのものをこの段階でどこまで理解してもらえるか、あるいは時間が足りるのだろうか、司法参加の意義を実感として理解してもらうことに主眼を置いた場合にすべてを取り扱うのはなかなか難しいだろうと思ひまして、それであればまずどれを分かっしてほしいかなというのを部会の中で考えた次第です。その中で、裁判というのはどういうもので、何のためにあって、そういうものだからこそ参加していくべきだというアプローチをとっていくと、結局裁判員制度の意義そのものかもしれませんが、何で裁判官だけではだめなんですとか、それは今までもそうだったので、司法参加についての実感としての理解がなかなか出てこないのではないだろうかというところもありまして、それであれば、もう少しやわらかいところから進めていって、みんなのことはみんな解決する意欲を持つことが大事だねということをもまずこの段階では伝えたい。その後、中学校の「はじめての法教育」でも司法の教材がありますが、そこで、裁判というのはこういうものだということをもっとしっかり、制度としての裁判というものを理解してもらえませんか。実際、「はじめての法教育」のQ&Aをつくったときもそうでしたが、なぜ検察官がいるのですかとかということもあつたり。もちろん、そういうところが小学校でもできるのであればしていただければ大いに結構かと思いますが、この段階で我々が示すものとしてはこの程度のものかなという判断でこういう形にさせていただいた次第です。

村松委員 最終的な取りまとめはもちろん事務局にお願いしたいと思ひているのですが、余りこれを大きく変える必要はないだろうと思ひているのです。中身としては非常によく考えられていることなのだろうと思ひています。

掃除をさぼった、さぼらないの事例があるわけで、それを子供たちに考えてもらった上で、子供も無意識のうちこれを解決しなければいけないんだということは分かっているのだろうと思うのです。それを解決する必要性ということをもう少し明確に意識付けるようなポイントを一言与えてあげれば、解決しなければいけないのだという意欲が生まれるのかなと思ひているのです。例えば、ルールづくりの授業をするときにも、法律はこうなっていますという説明の仕方ではなくて、身近な事例から、ルールというのは私たちのためにあるのだと、そういう考え方を子供たちがするからこそ法の規範性というのが出てくるのだろうと思ひているのです。ですから、この紛争解決についても、紛争を解決しないと私たちの世の中はどんどん悪くなっていってしまうのだ、いけないのだというところを子供たちが理解すれば、おのずと裁判って大事だなという意欲につながっていくのかなという気がしております。

大村座長 今回の点は、この教材の中で、この紛争が起きたことによって共通の利益が損なわれているというところに込められているのだと思ひて伺っていたのです。昼休みがつぶれちゃったじゃないかと。紛争が起こるといことは社会にとってコストが大きいことなんだとい

うのがあると思うのですが、そこをもう少し展開してもらって裁判の必要性というのが出てくるということですかね。

村松委員 はい、そうですね。

大村座長 ほかにいかがでしょうか。第2教材については特に御意見が出ていないようですが。

この第2教材、7-3は意外と小学生が喜ぶ話題なのかなと思いましたが。第2に限りませんので、何でも。

江口委員 法テラスで小学校からやってもいいよとアンケートに答えた人が4割ぐらいありましたよね。そうすると、法テラスから見たら、この教材用にこういう要素を加味してくれたら小学校でも意味があるのですが、という意見が逆に欲しいわけです。小学校の先生方は初めてのケースですから、どうやったらいいかわからないわけです。大谷先生がよく、小学校の先生方が何を問いたいか法曹三者は分からないと。逆もありまして、私たちの方は法曹三者が言いたいことが何なのかわからないというのもあって、先ほどのアンケート調査に忠実にこたえるならば、小学校のこの三、四割の親に対して、こういう形で構想したらおもしろいんじゃないですかということに関して何かアドバイスがあれば。それが多分この教材の価値を今後広めていくことになるのだろうという感じがします。

そのときに、もう1点、これは大杉先生は文科省の視学官という形でかかわったのですが、法務省が全省的に広げていく法教育プロジェクトと結べるかということなんです。法務省という全省的な試みが文科省と対立したり教員と勝手につるんだりしていくと、この研究とかこの教育がゆがんでいって、今の村松先生のように何で弁護士が出てこなければいけないのかということの意味が見えにくくなるものですから、その辺りを含みながら、この教育を、またこの委員会をやるというのだったら、是非その辺りを俯瞰しながら進めてほしいという願望です。

大村座長 江口先生の御意見は、教材の個別の点というよりも、全体の在り方ですね。整合性のとり方ということだろうと思いますが、特に今の段階で何かございますか。

坂田委員 法テラスとしてどうかということ言えば、前回のお話の中にありましたように、やはり私法分野で、特に紛争解決手段としての法テラスというものを教えるということがとても大切だと我々法テラスとしては思うわけです。社会に出ていくときに、法的トラブルに巻き込まれたりした場合には法テラスに連絡すれば何かのよすがになるのだということを血肉として身に付けていることが一番大事だろうと。でも、お尋ねになっているのはそんなことではなくて、もっと、では何をというところなのだろうと思うのですが、一人の国民としてきちんと政治や司法にも参加していける、あるいはきちんとした社会人になっていくためにどういうことを身に付けなければいけないのかということと言うと、やはりルールづくりの大切さとか、ルールに基づいた紛争解決の大切さとか、基本的にはそういうことなのだろうと思うのです。

それで、教材個別について法テラスはどうですかと言われるとちょっとつらいところがあるのですが、私が今回率直に感じたことを申し上げますと、二つ目の教材がこれは非常にいいなという気がしたのです。というのは、一つ目の教材、三つ目の教材というのは、考えろと言われると何となくこんなのが出てくるんじゃないかと、私は余り詳しくありませんが、そんなふうにある程度予期できる場所があったのですが、この二つ目の教材は非常にユニークだなという気がしておりまして、最初に聞いていたときには、憲法の意義を教えるのに本

当にこれでいいのかなと違和感を感じつつ聞いておりました。情報化社会における問題というところで、本当にこれでいいのだろうか、中学校における憲法の教育とかにつなげていけるという意味でもいいのだろうかと感じていたのですが、振り返ってみますと、やはりこれは非常に大切な話であって、しかも非常にユニークでいいなど。確かに梅田部会員がおっしゃったように、これまでこの問題はモラルの観点からしか論じられてこなかったところを、そうではない切り口で、憲法とかプライバシーとか、そういった観点で取り上げていく。ネットにめちゃくちゃな書き込みをして問題になっているというところがあるところですので、時宜にかなっていませんし、とてもいいのではないかなと個人としては思っています。とりとめのない意見で申し訳ありません。

大村座長 どうもありがとうございます。

ほかの委員の方々もそれぞれに感想や御意見をお持ちかと思いますが、時間も限られておりますので、また個別に御意見を伺うということにいたしまして、取りまとめの案文、7-1について何かございましたら。いかがでしょうか。

大杉委員 教材とも絡むのですが、非常に教材がおもしろいから、ここに反映されてよく分かるのですが、この教材の作成のポイントは、体験的な活動を通して実感として分かるというところが売りになっていると御説明されたと思うのです。正にそうなのですが、教材を実感として分かるの「分かる」の中身は何かで今の御意見は分かっていたのではないかと思うのです。分かるということが、例えば、法について理解して、法をもとに問題とか紛争を解決することの意味が分かるのか。この案の書きぶりは、恐らく中学校で概念的な枠組みをもってより深く分かるために体験的な学習をやっているという中身と、先ほど村松委員が挙げたように、法の意味が分かって、法に基づいて解決することの意義を小学生に概念的に、自分がやった活動を第三者的にとらえ直して分かるというようにされているのかという問題で言うと、力点がどちらなのかなと思うのです。それは、教材の方を見ると、第1の教材は、検察官、裁判官、弁護士という形で役割が出て、国民参加の意義を、こういう体験を通して、さっき臼井部会員が言われたように、納得して分かっているという状況、ある意味、概念が分かるというレベルだと思うのですが、第2と第3の資料は、自分たちがやった活動を客観的にとらえ直して概念化して分かるという側面で最後の押さえのところが出ていないので、それは中学校で、例えば情報については、今までの取り扱いと違って、あれは憲法の意義を理解するためなのだとすることがここで授業でなされるのか、あるいは指導計画で書かれているのか、あるいは実際にこの計画では出ていないのでされないのかということがあって、ここの案のところ、さっき言いましたことを繰り返しますが、体験的な活動を通して実感として分かるの「分かる」中身がどちらなのかというのがちょっと目に見えにくいという気がして、結論としてはどちらを目指したのかというのをお聞きしておきたいのですが。

大谷部付 大杉先生、今、改めてそういうことかと、むしろ分かったような思いがいたしますが、概念が分かるということを目指したものでないことは間違いはないだろうと思います。一つ目の教材についてだけ概念っぽいものがあり、二つ目、三つ目にはないという点は、一つには、一つ目の教材は6年生用で、あとの二つは5年生以上用という形になっていることが遠因ではないかと思います。概念的なものをこの段階でやるよりも、むしろ概念的なことは後でいいので、ぼんやりしたものの考え方みたいなものが分かるということ、第2と第3の教材では目指している。第1の教材はどちらかという、裁判員制度というのはどういう意

義があるのかということを経験員制度という言葉を使わないでやっているということなのだと思います。

大杉委員 そうしますと、先ほど、日常的にあるトラブルを教材化していますとおっしゃられたので、それは、この指導を見ますと、特別活動とか総合的な学習の時間でかなりの先生は日常的に授業化されていると考えられますよね。そうすると、やられていることをこういう意味付けをすると法教育的に非常に意味があるんですよというアピールをしていただくと、先ほど法テラスの方からという御意見があったと思いますが、自分がやっていたのにこういうことを加えてくれると今まで日常的にやっていたものが法教育的に非常に意味のある授業になるなというのをアピールできるかなというのが感想です。

大村座長 どうもありがとうございます。

先ほどの村松委員の御発言も含めて考えますと、この教材群、つくられたものが何を指しているのかということについて、取りまとめの案文の中に少しは方向付けがあった方がよいのではないのかということと、その際に、中学校段階との連続性みたいなものについての言及もある方がいいのかなということですね。小学校でどこまでが必要なのか、その先がどのようなにつながるのかというようなことかと思いますが、貴重な御指摘として伺いました。

江口委員 よろしいでしょうか。

安藤さんが言って、村松先生が言って、紛争処理における交渉、ネゴシエーションの問題から一気に司法、ジャスティスの方へは行かないで、もうちょっとそこに議論の余地があるんじゃないかというのを正に法曹三者が議論している意味ですよ。その意味を小学校や中学校のレベルへ落としてほしいという意味なのです。それが概念であり、ひょっとしたらアプローチの方法なのだからと。その意味を是非、大村先生なり、逆に言えば憲法、先ほど情報とのかかわりで憲法の議論が出てきましたよね。そういうところをちょっと色付けしてくれると小学校の先生方もやりやすいなと思いました。

大村座長 教材は全体として、日常の経験をもとにして、その実感の中から法意識を育てようというコンセプトでできていると思いますが、それと制度論との間に落差があるという御指摘ですね。そのところについて何かある程度の言及が必要なのではないかという御指摘だと思って伺いました。

いろいろ御意見をいただきましたが、今いただいたものを踏まえて更に私どもの方で修文させていただいて、委員の皆様にもメール等でお知らせするという取りまとめをさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

では、この点についてはそのようにさせていただきたいと存じます。

最後の話題になりますが、法教育推進協議会の当面の活動についてということで、事務局から説明をさせていただきたいと思います。

中川参事官 先ほどの資料8、一番最後の資料でございますが、法教育推進協議会の当面の活動内容ということで今回事務局の方で御提示させていただいたものでございます。

これまでの協議会は、本日正に御議論いただきましたように、小学校の教材の作成部会、それから取りまとめできました私法分野教育の検討部会ということで、主に教材の作成に取り組んでまいりました。

今後は、この部会での取りまとめを踏まえまして、協議会でどのような活動をしていったらよいのだろうかということで、まず最初に、このような部会で作成いただいた教材につき

まして、こういう教材が実際にどの程度利用されるのかということ把握して、更に、先ほども議論になりましたように、教材作成がどういう成果を確認できるのか、あるいはどういふ点を改正すべきなのかということ把握していったらどうかということです。

その前提としまして、やはり今回作成いただいた教材を普及させる必要があるだろうと。中身としては非常に練られたいいものができ上がったと思うのですが、それを使っていただく、理解していただくということが大前提だろうと思います。そのためにどういうことを行っていったらいいのだろうかという点。

更に、そのような教材という部分だけではなくて、今後、法教育全体としての普及・推進をどのようにやったらいいのか。先ほど大杉委員からも御紹介がありましたように、各地でもいろいろな法教育の取組が行われているところではありますが、そういうものを把握し、更に全体として普及・推進していくためにいろいろな取組を行っていったらいいのだろうかということ今後検討して行ってはいかがでしょうかということの御提案でございます。

これは一つの場合でございます、この場で委員の先生方から、こういう活動もできるのではないかと、あるいはこういうことがもっと必要ではないかという御意見をいただきまして、それを今後の協議会の活動内容ということで考えさせていただければと思いますので、是非御意見をちょうだいできればと思います。

大村座長 今日、具体的に何か決めるということではないかと思いますが、大きな方向として今後何をすべきかということにつきまして御意見を賜ればと思います。いかがでしょうか。

教材の利用状況・改善点の把握というのは非常に意味があることなのではないかと思えます。今日は部会員の方々から、途中の段階でやってみてこんなことがあったという非常に興味深い話で、できればこの教材に付属する形で、どんなことがあったかというのをどこかに発表していただくということにも価値があるのではないかと思えますが、実践で実際に何が可能で、どこに限界があるのかというのが挙がるということ、それから、どのぐらいやっていたらいいのかというようなことが分かるということは意味があると思えますが、そのほか、あるいはそれに絡む形で何かございましたら。いかがでしょうか。

江口先生は、先ほどの御発言との関係で。

江口委員 アイデアはいっぱいあるのですが、これはアイデアの段階ですのでやめておきます。

先ほど賞をつくられるとか言っていたが、省庁ができるかどうかは別として、アメリカの場合にはリーガル・アワードとかいう賞が何か出るんですね。この取組はよかったねとか。そういうのをやっていくことが普及になるのだろうと。

私が先ほど法テラスに言ったのは、小学校から法教育は絶対形をつくるべきだと私は思っているのです。でも、どういう形をつくったらいいかというのは、中学校や高校に比べると相当難しいんですよ。それは別に小学校から思想を植え付けるとかという意味ではなくて、本当に自立した市民をつくるために大切なんじゃないかとずっと思っているものだから、是非これをまず生かしたいなと思って、小学校の今回の教材は正にそういうレベルの段階のものでありますから、どうしたらいいかというのは、逆に言うと現場の先生方に協力を仰ぐということじゃないでしょうかね。

大村座長 江口先生はたくさんアイデアがおありだということなので、また改めて場を設けて伺いたいと思いますが、ほかの委員の方々、いかがでしょうか。今日のうちに言っておき

たいということがございましたら。

白井部会員 先ほどの社会情勢だとか、今、法に関する社会の意識が高まっていますよね。それから世論だとか、先ほどのアンケートの結果、非常に必要だというのは分かるのですが、その数値に比べて現場の教員はそんなに意識は高くありません。この中で言うと非常に高く見えますが、現場の教員は、小学校段階ではそんなに高くない。

その理由は三つありまして、一つは、教科としての時間枠が設定されていないのです。ただ、先ほどの概念があったというのは、社会科と結び付けて法教育をやったということモデルとして出しましたから、その場合にはある程度概念的なものはありますが、大杉先生がおっしゃるとおり、特活だとか今までやっていた総合活動の中身でいいじゃないと言われてれば、それまでなのです。そういった意味では、現場の先生に対しては、カリキュラムの中に位置付けていないものを新たに入れるということは非常に抵抗がありますね。

二つ目としては、時間数がないのです。先ほど村松先生がおっしゃったように、社会科の中に入れるということに関しては、理想のとおりによっとやれば、時間がふんだんにあればいいのだが、なかなかない。それから司法に対する意識も非常に弱いのです。6年生の社会科の中では国会だとか内閣に関しては強かったのだが、司法に対しては、裁判所の形すら分からないのです。そういった意味では、子供たちは具体的なものから興味、関心を示していきますから、先ほどはそういう手法をとったということなのですが、それとは別にしても、非常に時間数が足りません。

三つ目としては、先生は非常に多忙なのです。だからそこまではできない。ですから、今何が重要かという、先ほど江口先生がおっしゃったことの私の解釈に間違いがなければ、法のプロの立場から、小学校の法教育ではこういう概念を定着させなければいけないんだよ、プロセスとして一番最初に小学校段階でここは訴えておかなければいけないんだよ、養っておかなければいけないんだよというようなものが、今やってもなかなか見えてきていないのがありますから、そこら辺は強く訴えていかなければいけない。それが今後の課題かなと思っております。

大村座長 ありがとうございます。

現場の先生方は忙しいというのはよく聞くお話ですが、その中で何が重要なのかということについて御意見を承ったと思いました。今後この場でも検討を進めていきたいと思えます。

坂田さん、お願いします。

坂田委員 思い付きみたいな話なのですが、法テラスとして法教育の分野でどういう役割を果たせるかということになると、学校教育の中では比較的限られているといいますが、余りノウハウもなく、あるとすれば、弁護士を大勢抱えている、しかも過疎地を含めて大勢抱えているので、学校教育の中の教える側の担い手に多少なりとも貢献できるかもしれないという程度なのですが、生涯教育といいますか、成人に対する法教育という意味合いにおいては相当な役割を果たせるかもしれないと思うわけで、この法教育推進協議会の所掌がどこまでを対象にしているかということともかかわるのですが、もし余力があれば、成人向けの法教育について、どんな取組があり得るかとか、どんな取組が各地でなされているかという情報収集とか整理とか、そういうのもあり得るかなと思いました。ちょっと的外れかもしれませんが。

大村座長 非常に貴重な御意見、これからの若い人は多少とも法教育を受けて世の中に出るの

かもしれませんが、既に大人になった方はそういう機会がなかったので、何らかの方策を講じる必要があるかと思いますが、これまでこの協議会ではやっていない話題でございますので、どんなことが考えられるのかということについて検討したらいかがかと思ひます。

そのほかにご存じますか。村松委員。

村松委員 今回のこの教材は非常に貴重な教材ですので、是非とも実践を重ねてよりブラッシュアップするのと、これをきっかけに学校現場でもう少し法教育のことを知ってもらふような形で広めていきたいと思ひます。私が一番関心があるのは、この教材を法教育にそれほど詳しくない先生方が見てできるのか、どこでつまづくのか、今後検証していく上でそこが一番大切なのだらうと思ひます。

その中で、先ほど臼井部会員からもお話がありましたが、法律のプロからのサポートはやはり必要になってくるのだらうと思ひます。日弁連としても、ほぼ全国で法教育の受け皿ができておりまして、かかわっている弁護士がおり、全面的にバックアップしたいと思ひますので、何かあれば言っていたいただければと思ひます。

大村座長 どうもありがとうございました。

御指摘のとおりで、ここにお集まりの先生方はこの問題に非常に熱心な方々で、時間も割いていただいているし、労力も割いていただいている、関心もお持ちいただいているかと思ひますが、一方で、そんなことはやられていないが一定のインフラがあればやってみようという人、やらなければいけないのならばやり方を教えてくれればつき合ひましようという人など、いろいろな方々がいらっしやると思ひますので、それぞれの方々により有効な方法を提供していくというのが課題なのかなと思ひました。村松さんは、その裾野を広げていく、そして、この教材でやるときに、つくった人じゃない人が教えるときの問題についても検証し、何をサポートしたらいいのかを考えるべきだという御意見かと思ひます。ありがとうございます。

ほかにはよろしゅうございませうか。

それでは、本日いただきました御意見を踏まえまして、今後の活動につきましては、事務局の先ほどの資料8をもとにさらに詰めまして、以後、具体的な提案をさせていただきたいと思ひます。

本日はこれで予定していた議事が終了したということになります。これで終わらせていただきますが、次回以降の予定につきましてはおって事務局から連絡させていただきたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

—了—